

宇和島市障がい者計画(H27～R2年度)の取組状況

基本目標	施策の展開	主な取組	No.	取組名	取組内容	取組状況
1 差別解消・権利擁護の推進						
(1) 広報・啓発活動の充実						
障がい・障がい者理解の促進						
		1	障がい者の権利及び尊厳の尊重の促進	・市民の障がい及び障がい者(児)への理解を深めるため、障がい者(児)・市民に向けて、障がい者の権利及び尊厳の保護の促進について、広報・啓発を進めます。	・障害者差別解消法施行の周知(H28.4広報) ・特集記事の掲載(H30.12広報) ・発達障害啓発週間、障害者週間における市庁舎への懸垂幕設置(H31～)	
		2	障がい者マークの普及	・各種障がい者に関するマークの広報・啓発を行い、障がいに関する正しい知識及び理解の普及を促進します。	・市ホームページへの掲載による周知 ・ヘルプカードの配布(H28.6～) ・ヘルプマークの配布(H29.10～) (配布数 H29・46 H30・75 H31・89)	
		3	障がい等への啓発促進	・内部障害や学習障害(LD)、注意欠如・多動性障害(ADHD)、自閉症等の発達障がい、高次脳機能障がい等、理解が十分でない障がいや難病についての理解促進に努めます。	・自閉症啓発デー・発達障害啓発週間に合わせた啓発 ・広報による周知(H30・31) ・ホームページへの掲載(R2) ・懸垂幕の設置・ロビー展の開催(H31)	
広報・啓発活動の推進						
		4	広報・啓発活動による市民の理解の促進	・広報うわじまや市ホームページ等において、わかりやすい情報の提供に努め、市民の障がいや障がい者(児)に関する理解を深めるための啓発活動を促進していきます。	・障害者差別解消法施行の周知(H28.4広報) ・発達障害啓発週間の周知(H30・31広報) ・特集記事の掲載(H30.12広報「障がい福祉」に関する特集) ・取材記事の掲載(R2.2広報 聖火ランナーに挑戦する視覚障がいのある方への取材) ・懸垂幕の設置(発達障害啓発週間、障害者週間)(H31～) ・アクセシビリティに配慮した情報発信に努める。 ・ボランティア団体と連携して、声の広報(紙面の読み上げ)を実施。	
		5	各団体等が行う広報・啓発活動の支援	・障がい者団体、保健・福祉団体等が行う活動の広報・啓発活動に対する協力体制を強化します。	・学習会、イベント等の周知や当日の運営協力 ・障がい者団体の活動を支援するための補助金の交付 ・H31.3月号最終面取材記事掲載(社会福祉法人 八つ鹿会) ・H1.11月号最終面取材記事掲載(吉田町手をつなぐ育成会)	
		6	諸行事の市民への啓発	・障害者雇用支援月間(9月)、知的障害福祉月間(9月)、精神保健福祉普及運動(10～11月)や障害者週間(12月)等、全国規模の諸行事の活動等について、市民への啓発に努めます。	・発達障害啓発週間、障害者週間における市庁舎への懸垂幕設置(H31～) ・各行事について、担当課(福祉課)から依頼があった記事を掲載。	
(2) 交流・ふれあいの推進						
地域での交流活動の支援						
		7	体験学習やイベント開催等の福祉活動の啓発	・家庭、学校、職場、地域との連携を図りながら、体験学習やイベント等の福祉活動の啓発に努めます。	・関係団体が実施する事業の周知や市社会福祉協議会と連携して小中学校での福祉学習への協力などを行っている。	
		8	生涯学習センター等の研修交流事業の充実	・社会生活や職業生活の充実のために必要となる知識、技術等の習得を促進するため、生涯学習センター等で行われる研修交流事業等を支援し、その充実を図ります。	・具体的な取組みは実施できていない。 (中央公民館において聴覚障害者対象のパソコン教室実施しており、通訳者等の派遣を行っている。)	
		9	社会参加活動、自立意識向上に向けた環境整備	・障がい者の自主的な社会参加活動や、身体・知的・精神障がい者相互の交流を支援し、障がい者が社会への自立意識を高めることができるよう関係機関との連携を図り、ニーズ等に合わせた環境整備に努めます。	・障害者福祉センターの設置(指定管理で運営)や地域生活支援事業【地域活動支援センター事業、生活訓練(デイケア等)】の実施などによる活動の場の提供を行っているが、参加しやすい環境の整備などについては具体的な取組みが進んでいない。	
		10	社会参加促進関係事業や学校教育等を通じた自立意識の喚起	・地域生活支援事業における社会参加促進関係事業や学校教育等を通じて、障がい者(児)の自立意識の喚起に努め、特別支援学校や相談支援事業所等の関係機関と連携し、地域社会への参加を促進します。	・特別支援学校の一部とは高等部学生の進路指導等において継続して連携を行っている。	
		11	障がい者団体等への活動支援	・障がい者団体等が自主的に実施する事業等に対して、職員の派遣等の協力体制を強化します。	・学習会、イベント等の周知や運営に対する協力 ・障がい者団体の活動を支援するための補助金の交付	
(3) 福祉教育等の推進						
福祉教育の推進						
		12	保健・福祉教育の理解の促進	・障がい者(児)が基本的な権利を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、視覚・聴覚教材等を利用しつつ、保健や福祉についての理解を深める取り組みを推進します。また、指導等に当たる職員等の知識の向上を図りながら、理解の促進に努めます。	・市社会福祉協議会と連携し、講師となる障がい者のサポート役として小中学校での福祉学習へ参加している。	
		13	介護に関する知識等を普及させるための研修の場づくり	・介護に関する知識等を普及させるため、介護者が気軽に参加できるように配慮し、関係機関等との連携のもと、ニーズに合った研修の場づくりに努めます。	・精神障がいについては、地域生活支援事業で家族教室を開催しているが、その他研修の実施などについては具体的な取組みが実施できていない。	
		14	家庭介護の知識と技術の普及	・地域生活支援事業による家族教室や障害児通所支援事業施設によるいじり学級等を開催するとともに、障害福祉施設や地域包括支援センター等の活用促進を図り、家庭介護の知識と技術の普及に努めます。また、知識と技術の向上を図るため、職員等の指導の強化を行います。	・精神障がいについては、地域生活支援事業による家族教室を開催、指定管理者が運営する障害児通所支援事業施設において、通所者に対してのいじり学級の開催を行っているが、家族支援については個々の相談対応にとどまり、知識、技術の普及について具体的な取組みが実施できていない。	
		15	教育現場における福祉教育の推進	・学校等の教育現場における福祉学習や体験活動を支援し、児童生徒の障がいや障がい者(児)に対する正しい理解を推進します。	・市社会福祉協議会と連携し、講師となる障がい者のサポート役として小中学校での福祉学習へ参加している。 ・各校の実態に合わせて講師を招いた学習等を実施。 ※障がい者による講話・体験学習、障がい者との交流活動の実績(H31年度): 小学校17校、中学校6校で計44回実施	
		16	総合的な学習への支援	・体験型の学習の重要性を再確認し、適切かつ適時の体験等を実施することで、児童生徒の社会福祉への理解と関心を高めるとともに、調査や体験を通じて自主的に取り組める総合学習の充実に努めます。	・市社会福祉協議会と連携し、講師となる障がい者のサポート役として小中学校での福祉学習へ参加している。 ・各校の実態に合わせて講師を招いた学習等を実施。 ※障がい者による講話・体験学習、障がい者との交流活動の実績(H31年度): 小学校17校、中学校6校で計44回実施	
		17	各種講座・教室の開催	・公民館や図書館等、社会教育関連施設と連携し、障がいに関する理解を深めるための講座や教室の開催に努め、市民の学習機会の拡充をめざします。	・H27年度 11/11 津島町笑顔の集い 参加者400名 1/29 第9回宇和島市人権・同和教育研究大会 参加者400名 ・H28年度 11/17 三間町人権あったかコンサート 参加者600名 ・5/19 市職員人権教育推進委員養成講座 参加者30名 ・H29年度 市職員人権教育推進委員養成講座 参加者 30名 11/14 笑顔の集いinつしま 参加者 350名 ・12/3 人権を考える市民の集い 参加者 350名 12/8 三間町人権あったかコンサート 参加者 600名 ・H30年度 2/9吉田町人権をまもる集い 参加者 350名 ・H31年度 5/23市職員人権教育推進委員養成講座 参加者30名 ・R2年度 市職員人権教育推進委員養成講座 参加者30名	
(4) 権利擁護の推進						
権利擁護の推進						
		18	成年後見制度利用支援	・成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知・啓発を行うとともに、成年後見制度利用支援事業において、申し立てに要する費用等の一部を助成します。 ・関係部署等との連携により、成年後見制度利用促進基本計画の策定や中核機関の設置に向けての検討を行います。 ・利用促進のため、制度利用の周知に努めます。また、施設入所者等については、本人はもとより家族も高齢化が進んでおり、制度利用の必要性も高いため、利用促進に向けて働きかけを行います。	・市長申立て件数 H30・1件 H31・2件 ・助成金額 H30・5,404円 H31・211,606円 ・成年後見制度利用促進計画は、来年度改定予定の地域福祉計画に内容を記載することとしている。 ・中核機関については、近隣市町を含めた担当者会を行っており、定期的に設置に向けた検討を行っている。 ・制度の利用促進については、全体的な周知は十分に取組めていないが、個別事案に対応する中で利用の必要性について検討し対応を行っている。	
		19	日常生活自立支援事業	・宇和島市社会福祉協議会が実施する福祉サービス利用援助事業の周知を行い、利用促進を図ります。	・全体的な周知は十分に取組めていないが、個別対応の中で情報共有を図りながら対応している。	
		20	障がい者虐待への対応の強化	・宇和島市障害者虐待防止センターにおいて、障がい者虐待の通報受理をはじめ、虐待を受けた障がいのある人の保護、擁護者への指導・助言を行うとともに、虐待防止に関する広報・啓発等を推進します。	・虐待認定件数(H27～H31)2件 ・虐待防止センターは夜間・休日等も通報を受ける体制としている。 ・全体的な広報・啓発は十分に取組めていないが、事業所職員を対象とした障害者虐待防止対策支援事業(地域生活支援促進事業)による事例検討、研修会の実施(H29～)や依頼に応じて研修への職員派遣などを行っている。	
(5) 行政サービス等における配慮						

基本目標	施策の展開	主な取組	No.	取組名	取組内容	取組状況
		行政サービス等における配慮の促進				
			21	市職員等の障がい者理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「障害者差別解消法」に基づき、障がいのある人が必要とする制度や習慣等の社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。 窓口等における障がいのある人への対応の充実を図るため、障がいのある人への配慮について学ぶ機会の増加に努めます。 行政情報の提供等にあたっては、情報の利用しやすさに配慮した情報提供に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会の開催 (H28.2) (法施行後は県が実施する職員研修へ参加を呼び掛けている。) 職員対応要領・対応の手引き作成 (H28.3)
			22	選挙における配慮の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がいの特性に応じた選挙に関する情報の提供や、投票所のバリアフリー化等、投票環境の向上に努めます。 不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるようにするなど、投票機会の確保に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市選挙時に点字広報物の作成協力を実施 不在者投票、点字版・音声版選挙公報配布の周知を実施 選挙時には、広報紙により郵便による不在者投票制度の詳細について掲載し、周知を図っている。 また、郵便等による不在者投票の対象者へ、投票用紙の請求期限の文章や郵便投票証明書の有効期限通知文書を送付している。 入口等に段差などがある投票所には、簡易スロープを設置し、バリアフリー化を図り投票環境の向上に努めている。
2 地域生活支援の充実						
(1) 障害福祉サービス等の充実						
福祉サービスの充実						
			23	障害福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな地域社会実現のために、居住・日中活動系サービス等を身近な地域で利用できるよう、障害福祉サービスの充実に努めます。 制度の周知に努めるとともに、相談支援事業所等との連携を強化し、サービスが必要な人を適切なサービスにつなぐことができるよう、取り組みの充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス給付件数 H27・15,890件 H28・16,768件 H29・16,980件 H30・17,337件 H31・17,958件 相談支援事業所等との連携により、サービスが必要な方を適切にサービスにつなぐことができる努めている。 新規参入や事業の拡充を促進することを目的として、H31年度に施設整備に対する補助制度を創設した。
			24	苦情解決体制の強化及び円滑なサービス利用の支援	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス等に関する苦情やクレームに対応するため、苦情解決体制を強化し、円滑なサービス等の利用を支援します。窓口において必要な情報の提供をするとともに、苦情相談窓口として受付を行い、相談を受けた場合には県等と連携して解決に向けての適切な支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 各事業所の苦情相談窓口として市担当課が記載されており、個別の相談に対して、必要に応じて県等と連携し、解決へ向けて対応している。
			25	介護保険制度との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が65歳になった際、円滑に介護保険制度へ移行できるよう、関係部署等との連携を図るとともに、障がい者が必要とするサービスを適切に利用できるよう支援します。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の通知に基づき、個々の状況に応じた対応を行っている。 介護移行について、相談支援専門員と介護保険担当課との連携体制について協議を行っている。
			26	福祉用具の利用支援等の促進	<ul style="list-style-type: none"> 補装具・日常生活用具の給付等により日常生活の利便性の向上を図るとともに、福祉用具に関する情報提供などにより利用の促進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 補装具給付件数 H27・91 H28・102 H29・93 H30・113 H31・100 日常生活用具給付件数 H27・2,071 H28 2,015 H29 2,025 H30 1,895 H31 1,892
			27	身体障害者補助犬の利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の利用の円滑化を図り、身体障がい者の社会参加を促進するため、公共・民間施設や市民等に対して身体障害者補助犬法(ホテルやレストラン等において補助犬を同伴できること)の周知を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者、事業者等からの個別相談への対応 県実施の給付事業の周知、書類の進達 団体が開催した盲導犬講演会への協力
			28	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の人材を確保するよう努めるとともに、県・関係機関とも連携を図りながら、人材の養成に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 市独自で具体的な取組みは実施できていない。
地域移行の促進						
			29	社会生活技能を高めるための支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者本人の意見を尊重し、入所(院)者の地域生活への移行を促進するため、医療機関や県、関係機関との連携を強化しながら、社会生活技能等を高めるための支援を行います。 障がい者の安心な地域生活を支援するため、自立訓練や地域相談支援等の提供体制の整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケースにおいて、会議開催など連携を図りながら対応している。 事業所数(R2) 自立訓練 0 自立生活援助 0 地域移行支援2 地域定着支援2
自立支援協議会の充実						
			30	自立支援協議会の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会の体制や活動内容を充実し、当事者の視点による適切なサービスが提供されるよう、関係機関との連携及び調整機能の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援協議会事務局とし、全体会、相談支援調整会議の運営を行っている(全体会は年1回、調整会議は毎月開催)。 4つの専門部会(こども・生活・就労・居住)を設置し、地域課題の把握や解決に向けての方策の検討を行っている。
(2) 文化、スポーツ、レクリエーション活動の推進						
スポーツ活動の推進						
			31	スポーツ・レクリエーションへの参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者(児)のスポーツ・レクリエーションへの参加を促進するとともに、参加にあたっては、障がい者(児)が参加しやすい体制を構築します。 	<ul style="list-style-type: none"> 主催事業等の具体的な取組みは実施できていない。
			32	レクリエーション活動等への協力	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ交歓会や交流キャンプ等、学校やNPO、ボランティア等の関係機関が開催するレクリエーション活動に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> 団体が実施するイベントへの協力など個別ケースについての協力等は実施している。
			33	障がい者スポーツ大会等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ大会等に参加する団体や個人に対して支援を行うとともに、大会等に関する情報提供に努めるなど、障がい者(児)の参加促進を図ります。 全国大会やパラリンピック等の大会への選手派遣においては、一人でも多くの方が参加する機会が確保できるよう、必要な支援を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 県障がい者スポーツ大会について、参加者の取りまとめや会場への引率などを行っている。
			34	障がい者スポーツに関する情報の提供、普及・啓発の促進	<ul style="list-style-type: none"> 県や障がい者団体等との連携を図りながら、障がい者や家族等に対し、障がい者スポーツに関する情報の提供に努めます。併せて、障がい者スポーツに関する情報の普及・啓発を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 問合せへの対応など限定的な情報提供にとどまっている。普及啓発については具体的な取組みは実施できていない。 (一社)愛媛県サッカー協会が実施する「障がい者サッカー練習会のお知らせ」を、当該協会からの依頼により、毎月市内の小・中学校へ送付している。
			35	障がい者団体等への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体等が自主的に実施する事業等に対して、職員の派遣等の協力体制を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習会、イベント等の周知や運営に対する人的協力 障がい者団体の活動を支援するための補助金の交付 各種体育施設において、条例及び要綱の定めるところにより、使用料の減免をしている。
文化芸術活動の推進						
			36	文化芸術活動等に参加する障がい者(児)の意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習活動等を通じて、障がい者(児)に文化芸術活動等への意識啓発を図って、参加を呼びかけるとともに、参加しやすい環境整備に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県と連携し愛顔ひろがるえひめの障がい者アート展巡回展を30・31年度に市庁舎ロビーで開催。 市民文化祭や南予美術展における出品依頼や作品展示の拡充等に努めている。
			37	障がい者(児)の文化芸術活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 障がい内容や障がいの程度に配慮した文化芸術活動への参加について、関係機関等との連携を図り、障がい者(児)の生きがいの一つとなるよう取り組みを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組みは実施できていない。 関係者による自主企画事業への協力や、市民文化祭や南予美術展における出品依頼や作品展示の拡充等に努めている。
			38	文化芸術活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者(児)文化祭や障がい福祉のつどい等、様々な芸術活動の支援の充実を図ります。また、活動にあたる職員等の支援強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組みは実施できていない。 障がい児童等の保護者を中心とした団体の自主企画事業に対しての会場提供等の協力等をはじめとする各種自主企画事業への協力や、市民文化祭や南予美術展等における出品依頼や作品展示の拡充等に努めている。
			39	文化活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設、教育機関等における障がい者(児)の文化活動について、ニーズ等に応じた支援を充実します。また、活動にあたる職員等の支援強化に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な取組みは実施できていない。 個人、団体からの相談があった際に個別対応を行っている。
			40	障がい者団体等への活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体等が自主的に実施する事業等に対して、職員の派遣等の協力体制を強化します。 	<ul style="list-style-type: none"> イベント等の周知に対する協力を実施 個人、団体からの相談があった際に個別対応を行っている。
(3) 地域福祉活動の推進						
地域福祉活動の支援						
			41	地域福祉活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> 自治会や民生委員児童委員、NPO、市民グループ等の主体的な活動を支援し、地域全体の福祉の向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケースにおける対応をとおして連携を図っている。

基本目標	施策の展開	主な取組	No.	取組名	取組内容	取組状況
			42	保護者、関係者及び住民の地域福祉への理解の促進	・障がいの有無にかかわらず、地域で共生していけるように、保護者、介助者、関係者及び住民に対し、関係機関等との連携を深めながら、わかりやすい情報を提供し、地域福祉への理解促進を図ります。	・個別ケースについて、相談対応や各種サービスの利用などについての情報提供などを行っているが、住民の理解促進について具体的な取組みは実施できていない。
			43	「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業との連携	・「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業の地域力強化推進事業との連携を図り、市民の主体的な支え合いにより地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築等を図る中で、市民参加と協働の一層の推進を図ります。	・個別ケースにおける対応をととして連携を図っている。
		ボランティアの育成と支援				
			44	社会福祉施設等におけるボランティア活動の推進	・ボランティア活動を通じて交流機会の拡大を図り、相互理解を深めるために、社会福祉施設等との連携を推進していきます。	・団体と連携し、団体が主催する事業に高校生等のボランティアの参加を募集している。
			45	障がい者自身によるボランティア活動、社会参加の促進	・障がい者(児)が自ら行うボランティア活動を支援し、社会参加を促進します。また、ボランティアに関する情報提供を推進するとともに、施設環境等を整えるなど、自主的に活動しやすい体制の整備に努めます。	・具体的な取組みは実施できていない。
			46	ボランティア活動参加への働きかけの促進	・ボランティア活動を啓発するとともに、関係機関と連携を図りながら、障がい者(児)団体等のボランティア活動への参加を促進します。	・具体的な取組みは実施できていない。
			47	ボランティア活動に必要な知識等に関する研修の拡充	・ボランティア活動に必要な知識等に関する研修の拡充に努めます。・研修について、施設職員等の関係者の参加を支援するとともに、障がい者が参加する機会の充実に努めます。	・具体的な取組みは実施できていない。
			48	ボランティア活動の促進	・ボランティア活動推進のため、諸条件の整備を行うための啓発に努めるとともに、ニーズに応じた派遣体制の整備について検討をします。	・具体的な取組みは実施できていない。
		(4) 相談支援体制の充実				
		相談支援体制の充実				
			49	障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の充実	・障がい者(児)及びその家族のニーズに対応した、多様な相談体制の構築を図ります。また、相談体制の充実を図るため、相談支援事業所等との連携強化を図ります。	・障害者相談支援事業延利用者数 H27・6,639人 H28・7,164人 H29・7,064人 H30・8,001人 H31・7,690人
			50	当事者による相談活動等の推進	・地域での自立生活を支援するため、当事者による相談活動は、障がい者同士が行う援助として有効かつ重要な手段であることから、関係機関と連携を図りながら当事者による相談活動等の推進を図ります。	・障害者相談員実績 H27・45件 H28・47件 H29・53件 H30・87件 H31・126件 ・親の会等の活動に対する協力を行っている。
			51	障がい者相談員のネットワークの推進	・障がい者相談員が、相互にネットワーク化の推進を図るよう努めます。また、視覚障がい者及び聴覚言語障がい者の相談や指導にあたる専門指導員との連携を図るよう努めます。	・身体障害者相談員5名、知的障害者相談員1名を委嘱。研修会の開催を案内し参加を推進している。 ・個別ケースへの対応時など聴覚・視覚障害者専門指導員との連携を図るよう努めている。
			52	ケアマネジメント実施体制の整備	・基幹相談支援センター等機能強化事業における相談支援や、困難事例に対する指導、助言等について、専門性を高めることで相談支援の質の向上と適切な支援に努めます。 ・ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を県・関係機関と連携を図りながら実施します。	・基幹相談支援センター等機能強化事業を実施し、相談支援に加えて地域の相談機関との連携や困難事例に対する指導、助言等を実施している。また、研修開催等必要な情報を関係機関に周知している。
			53	生活支援策等に対するネットワーク化・体制の強化	・児童相談所、更生相談所、保健所等の公的相談機関が実施する生活支援策等について、関係機関との連携を深め、身近な生活圏域で専門的な相談を受けることができるよう、ネットワーク化を図るとともに、体制の強化に努めます。	・個別ケースにおける対応をととして連携を図っている。 ・基幹相談支援センター等機能強化事業を実施し、相談支援に加えて地域の相談機関との連携や困難事例に対する指導、助言等を実施している。
			54	「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業との連携	・「我が事・丸ごと」地域づくり推進事業の包括的支援体制構築事業との連携を図り、多様化、複雑化した課題に対して総合的サービス提供の推進に努めます。	・個別ケースにおける対応を通して連携を図っている。
3	保健・医療の充実	(1) 保健サービスや医療体制の充実				
		保健サービスの充実				
			55	障がいの発生予防に関する知識の普及	・生活習慣病等予防可能な疾病の重症化や合併症の予防のため、国民健康保険加入者の特定健康診査や特定保健指導を実施するとともに、未受診者対策に努めます。 ・乳幼児の成長・発達に合わせた健康診査により、心身の障がいに対する早期発見に努めます。	・個別ケースにおける対応をととして連携を図っている。 ・生活習慣病等の重症化予防のため、特定健康診査受診者から対象者を選定し、特定保健指導や重症化予防事業を実施している。 ・R1年度～乳幼児健診実績1歳6か月児健診の間診にM-CHAT重要10項目を追加することにより、発達の特性を持つ児について、保護者が認識でき早期支援につながるよう支援している。
			56	相談支援体制の充実	・保健師等による相談業務の充実を図るとともに、地区担当保健師、保健所との連携による情報提供等を推進し、適切な支援につなげ、障がい者が地域の中で自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう努めます。	・課所属の保健師等による相談業務を行っている。また、ケースに応じて地区担当保健師、保健所と情報共有を図るなど連携して対応している。 ・保健師等による相談業務を定期的実施し、必要に応じて関係機関と連携し支援している。 ・まちの健康相談室を月1回本庁、支所で実施。 ・心の保健室年6回(精神科医師による個別相談) ・思春期の個別相談年8回(カウンセラーによる)
			57	保健師及び精神保健福祉士等の資質向上	・障がい者(児)及び住民の保健サービスの充実を図るため、保健師、精神保健福祉士等の積極的な研修等への参加等、資質の向上に努めます。	・課所属の保健師について研修等へ参加させることで資質の向上に努めている。 ・保健所主催の研修会に参加している。 ・高次脳機能障害支援関係者連絡会 ・ブラザーウィー家族のつどい 等
		医療体制の充実				
			58	相談支援体制の充実	・医療的ケアを必要とする人及びその家族の療養上・生活上の悩み、不安等の解消を図るため、専門的な相談支援体制の充実を図ります。	・課所属の保健師等による相談業務を行っている。また、ケースに応じて地区担当保健師、保健所と情報共有を図るなど連携して対応している。
			59	適切な保健・医療サービスの提供	・人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患、難治性疾患等、自立支援医療等による医療費の助成を実施する等、継続的な医療が必要な障がい者(児)に対して、適切な医療・リハビリテーション・保健サービスの提供を行います。	・自立支援医療給付実績 H27・3,481件 H28・3,219件 H29・3,423件 H30・3,504件 H31・3,730件 ・重度心身障害者医療助成実績 H27・61,428件 H28・60,386件 H29・61,620件 H30・59,942件 H31・58,268件
		(2) 精神保健福祉対策の推進				
		精神保健福祉対策の推進				
			60	精神疾患にかかる精神障がい者への通院医療の促進	・自立支援医療費制度により、通院患者の自己負担の軽減を図り、精神疾患にかかる精神障がい者への通院医療の利用を促進します。 ・保健担当部署や保健所等の連携により、医療につながっていない、あるいは中断している人の医療導入に関する対応に努めます。	・自立支援医療(精神通院)の受付事務を実施。また、地区担当保健師や保健所等の連携により、医療につながっていないあるいは中断している方について連携して対応している。 ・保健師による家庭訪問の実施(通年) ・保健所、福祉課、生活支援課等担当者との同伴訪問
			61	相談支援体制の充実	・精神障がい者及びその家族の療養上・生活上の悩み、不安等の解消を図るため、精神障がい等に対する専門的な相談支援体制の充実を図ります。	・課所属の保健師等による相談業務を行っている。また、ケースに応じて地区担当保健師、保健所と情報共有を図るなど連携して対応している。 ・精神科医師による心の健康相談年6回 ・被災者支援こころの保健室(吉田地区) ・保健師による相談(随時)
		(3) 難病に関する施策の充実				
		難病に関する施策の充実				
			62	難病患者の個々の状態に応じた障害福祉サービスの提供体制の充実	・サービス利用のための情報提供の充実を図るとともに、生活の質の維持、向上を図るため、日常生活用具や障害福祉サービス等、サービスの提供体制の充実を図ります。	・関係機関からの相談等によりサービス提供につなげている。

基本目標	施策の展開	主な取組	No.	取組名	取組内容	取組状況
			63	相談支援体制の充実	・難病患者及びその家族の療養上・生活上の悩み、不安等の軽減を図るため、難病患者等に対する専門的な相談支援体制の充実に努めます。	・課所属の保健師等による相談業務を行っている。また、ケースに応じて地区担当保健師、保健所と情報共有を図るなど連携して対応している。
			64	各種サービス等の利用促進	・医療機関・保健所等との連携を図るとともに、制度の周知に努めます。	・個別ケースにおける連携を図っている。
4 療育・保育・教育の充実						
(1)療育・保育の充実						
療育体制の整備						
			65	障がい児保育等の療育の場の確保	・身近な地域における療育の場を確保するため、関係機関等との連携及び協議を推進します。また、児童発達支援センターの整備に関して検討を行います。	・市が設置(指定管理者が運営)している障害児通所支援事業所について、改築移転及び機能強化について検討を進めている
			66	早期療育体制の充実	・障がいの早期発見、早期支援を図るため、保健・教育・医療等関係者との連携を強化します。また、支援の提供にあたっては、「個別支援計画」を有効活用します。	・個別ケースによる連携を行っている。 ・ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、専門窓口の設置を検討している。 ・教育相談の実施においては、関係機関との連携を図る。
			67	乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の充実	・県・関係機関と連携し、障がい児や保護者に対する乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の充実を図ります。 ・一貫した相談体制の構築のため、相談員のネットワークの強化に努めます。	・ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、専門窓口の設置を検討している。 ・H30年度より配布しているリレーファイルの効果的な活用について自立支援協議会こども部会等で検討を行っている。
			68	一貫した教育・療育の実施	・乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行うため、保健・教育・医療機関関係者との連携を強化します。	・個別ケースにおける連携を行っている。
			69	療育機能の充実整備についての検討	・地域における療育を支援するため、専門療育スタッフ、療育設備等について、県・近隣市町と連携した広域的な整備について検討を行います。	・市が設置(指定管理者が運営)している障害児通所支援事業所について、改築移転を検討している。
			70	総合的なサービス提供、「療育センター」の活用	・保健・医療・福祉・教育等の総合的なサービスを提供し、障がい児に対する地域療育の拠点となる「子ども療育センター」(県施設・東温市)や「旭川荘南愛媛病院・南愛媛療育センター」(鬼北町)の活用を含め、医療的な支援が必要な場合等については、必要に応じて情報提供等を行います。	・相談対応時において必要に応じてケースについて対応している。
			71	障害児等通所支援事業(児童発達支援・放課後等デイサービス)、療育事業の拡充	・障害児等通所支援事業施設「あけぼの園」において実施する児童発達支援事業・放課後等デイサービス等の事業について、療育事業の拡充を図るよう検討します。	・市が設置(指定管理者が運営)している障害児通所支援事業所について、改築移転及び機能強化について検討を進めている。 ・指定管理者との協議により安定的な運営ができるよう努めている。
			72	学習の機会や子育ての資料、情報の提供	・教育・保健・保育等の担当や保護者等の家族とともに話し合い、保護者等が家庭・地域における療育の大切さについて認識を高めるよう、学習の機会や子育ての資料、情報の提供を推進します。 ・個別ケースにおける関係機関との連携や、親の会の活動等についての情報提供等を実施し、地域の中で安心して、自立した社会生活や日常生活を送ることができるよう努めます。	・個別ケースにおける連携を行っている。
			73	家庭や地域における療育の充実	・障害児通所支援事業所によるいじく学級の開催や障害者福祉センターの運営による活動場所の提供、親の会の活動への協力等を実施しています。現時点では不十分となっている自主事業等の充実に努めます。	・障害児通所支援事業所によるいじく学級の開催や障害者福祉センターの運営による活動場所の提供、親の会の活動への協力等を実施している。
発達障がい児の早期発見と支援						
			74	発達障がい児に対する支援体制の構築	・発達障がい者(児)が、可能な限り身近な地域において必要な支援を受けられるよう、その体制の整備について検討します。	・ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築するため、専門窓口の設置を検討している。
			75	ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供	・乳幼児期から就労に至るまでの、ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供を行うため、支援経過等を記録するリレーファイルの作成を推進します。	・H30年度より配布しているリレーファイルの効果的な活用について自立支援協議会こども部会等で検討を行っている。
(2)教育環境の充実						
教育環境の充実						
			76	障がいの特性に応じた教育の推進	・自閉症、学習障害(LD)、注意欠如多動性障害(ADHD)等の発達障がいのある幼児・児童生徒、重度・重複障がい児等、それぞれの障がいの特性に応じた教育を推進するため、関係機関等との連携・協議に努めます。	・個別ケースにおいて連携を行っている。 ・関係会議等で、意見交換や情報共有を行う。
			77	教育の充実に向けた関係機関との連携強化	・障がい児が必要な能力を身につけることができるよう、教育の充実に向け、県・近隣市町や学校との連携を強化します。	・個別ケースにおいて連携を行っている。 ・特別支援学校との連携(必要な情報の共有)を行う。転出入の際の、関係市町等との細かな情報共有。
			78	就学指導の充実	・障がい児に対して、就学指導体制の整備を図り、一人ひとりの成長過程における能力や障がいの種類、程度及び学習指導体制等の進展に応じた就学指導の充実を図ります。	・個別ケースにおいて連携を行っている。 ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用と引き継ぎを丁寧に行う。
			79	早期教育相談等を受けられる体制の整備	・総合教育センター、特別支援学校や小・中学校、幼稚園・保育所、医療機関、障がい児関係施設、児童相談所等の連携のもとに、障がいのある子どもとその保護者が早期から体験的な保育や教育相談を継続的に受けられる体制の整備に努めます。	・個別ケースにおいて連携を行っている。 ・就学前からの教育相談実施により、早期からの支援体制を整える。
			80	障がいの有無にかかわらず、子ども同士の相互理解の促進	・障がいのある子どもと障がいのない子どもとの交流及び共同学習を積極的に進めることにより、相互理解の意識啓発を図ります。	・社会福祉協議会と連携しての福祉学習への参加、要請があった場合の職員派遣等を行っている。 ・特別支援学校や特別支援学級の児童生徒と通常の学級児童生徒との交流学習を、各学校の実態に合わせて実施。
			81	専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上	・人材の活用、支援体制の構築、連携協力体制の構築等により、専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図ります。	・具体的な取組みは実施できていない。
			82	専門研修の実施	・総合的な知識、技術を身につけることを目的とした専門研修を実施するとともに、福祉と教育が連携した研修について検討します。	・福祉と教育が連携した中での研修は実施できていない。
			83	放課後の子どもの居場所の拡充	・放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)や、放課後子ども教室等、放課後における子どもの居場所の拡充に努めます。	・個別ケースにおいて連携を行っている。
5 雇用・就労の充実						
(1)雇用の場の拡大						
障がい者雇用への理解促進						
			84	市内企業の障がい者雇用の促進	・一般就労を希望する障がい者が、障がいの特性や程度に応じた仕事に就くことができるよう、市内企業等への啓発を行います。	・障害者就業・生活支援センターが主催する連絡会等への参加し関係機関との連携を図っている。
			85	障がい者雇用に関する制度等についての周知	・短時間雇用、在宅就業等の普及は、能力や特性に応じて働くための機会の増大につながることから、これらの制度等について周知を図るなど、必要な支援、環境づくりに取り組みます。	・具体的な取組みは実施できていない。
			86	各種助成制度等に関する啓発	・企業等に対して、法定雇用率の達成に向けた障がい者雇用への取り組みを推進するよう啓発を行います。 ・県や公共職業安定所(ハローワーク)等の関係機関との連携により、各種助成金や支援措置について情報提供を行うとともに、障害者雇用率制度や、国等の障がい者雇用への取り組みに関する動向について周知を図ります。	・具体的な取組みは実施できていない。

基本目標	施策の展開	主な取組	No.	取組名	取組内容	取組状況
			87	障がい者雇用の促進、雇用安定についての周知・啓発	・障がい者の雇用の促進、雇用安定について周知・啓発を行い、関係機関との連携を図りながら、障がい者が地域で暮らしていくことのできる地域社会の形成をめざします。	・具体的な取組みは実施できていない。
			88	労働環境等について、企業等に対する周知・啓発	・障がい者の労働条件を含む職業生活の質の向上を図るとともに、障がい者を理由とした人権侵害を受けることがないよう、企業等に対する情報の周知・啓発に努めます。	・障害者虐待防止法、障害者差別解消法による通報、相談対応などを通して関係機関との連携を行っている。
(2)総合的な支援施策の推進						
雇用・就労支援と定着支援						
			89	障がい者雇用の取り組みの支援と職域の拡大	・障がい者雇用の取り組みを支援するとともに、障がい者の能力・特性に応じた職域の拡大に努めます。	・具体的な取組みは実施できていない。
			90	シルバー人材センター等との連携	・働く意欲と能力がある高齢障がい者の雇用・就業の機会を確保し、生きがいつくりや健康保持に努めます。	・具体的な取組みは実施できていない。
			91	在宅就業におけるIT(情報通信技術)活用の推進	・通勤の困難な重度障がい者等を念頭に、在宅就業におけるIT(情報通信技術)活用について、関係事業所等を通じて引き続き推進します。	・関係機関との連携により在宅就労が可能な事業所についての情報収集等は行っている。
			92	障害者就業・生活支援センターの活用等	・障がい者の就業面、生活面での支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターの利用促進のため、障がい者本人をはじめ、家族及び関係機関(就労支援事業所、医療機関、教育機関、保健機関等)への周知を行うとともに、公共職業安定所(ハローワーク)等との連携を推進します。 ・関係者連絡会への参加、研修等への参加・協力、自立支援協議会への参画等の連携を行うとともに、(一般)就労を希望する人への周知や個別ケースに関する連携を推進します。	・関係者連絡会への参加、研修等への参加・協力、自立支援協議会への参画などの連携を行うとともに、(一般)就労を希望する方への周知や個別ケースに関する連携等を行っている。
			93	就業に向けた適切な支援の充実	・特別支援学校卒業生の就労を支援するため、学校や福祉機関等との連携を図り、就業に向けた適切な支援を推進します。	・宇和特別支援学校(知的部門)については、高等部1年から進路学習会へ参加して、福祉的就労に関する情報提供などが行っている。
福祉的就労の支援						
			94	就労継続支援事業の充実	・相談支援事業所等との連携において、職業設備、通勤、対人関係、健康管理等の理由により、一般就労が困難な障がい者に対し、就労継続支援事業の紹介を行います。 ・関係機関との連携により、就労継続支援B型事業の利用希望者に対する就労アセスメント体制の整備を図ります。	・相談支援事業所等との連携により、就労継続支援事業の紹介、支給決定を行っている。 ・就労アセスメント実施体制については、自立支援協議会就労部会において定期的に協議を行っている。
			95	授産製品の販売促進	・市の物品調達において障がい者雇用企業の指名・選定の機会を増やすとともに、障害者就労施設等の販売PR活動等への支援を行います。	・障害者優先調達法による調達方針及び実績報告の公表や障害者就労施設等の情報提供などを行っている。
			96	福祉施設から一般就労への移行促進	・福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業の提供体制の整備に努めます。	・就労移行支援事業所数が減少(R2現在、市内1、圏域1)し、利用者も減少するなど十分な提供体制が整備できていない。
6 生活環境の整備						
(1)ユニバーサルデザインとバリアフリーのまちづくりの推進						
住環境の整備						
			97	高齢者や障がい者に適した住宅改良の促進	・日常生活用具給付等事業における住宅改修費の給付をはじめ、住宅改良(リフォーム)において、高齢者や障がい者に適した住宅改良を行うために、適切な助言や補助等のサービスの提供に努めます。	・日常生活用具給付等事業(住宅改修費) H27・2件 H28・3件 H29・3件 H30・4件 H31・3件
			98	障がい者等の居住の確保	・障がい者等における居住場所の確保に向け、県との連携を図り、法人等に対してグループホーム等の設置の啓発に努めるとともに、設置促進に関する支援策について検討します。	・国補助を受けて整備するグループホームに対する市の助成制度を創設(H31年度～1件交付)。
公共施設のバリアフリー化						
			99	公共的施設について、整備・改善の促進	・「障害者差別解消法」の趣旨に基づき、生活に密着した民間の公共的施設について、障がい者の利用の便宜を図り適切な配慮がなされるよう必要な情報周知と啓発を行い、民間事業者の自発的な行動を尊重しつつ、整備・改善につながるよう努めます。	・個別ケースにおいて相談対応等を行うが、バリアフリー化についての普及啓発について具体的な取組みは実施できていない。
			100	関連施設のバリアフリー化の推進	・障がい者が生涯学習等に参加しやすくなるよう、関連施設の自動ドアやスロープの設置、身体障がい者のための駐車場やトイレの設置等に努めます。 ・設置された駐車場等において障がい者が随時利用できるよう、住民の理解促進を図る啓発に努めます。	・各施設の修繕・改築等の機会を捉えて順次対応を行っている。 ・新設施設においては、多目的トイレ(オストメイト対応等)の設置ほか、バリアフリー化を推進している。
			101	教育・療育施設におけるバリアフリー化の推進	・教育・療育施設においては、障がいの有無にかかわらず様々な人が、適切なサービスを利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進します。	・各施設の修繕・改築等の機会を捉えて順次対応を行っている。 ・新設施設においては、多目的トイレ(オストメイト対応等)の設置ほか、バリアフリー化を推進している。 ・学校施設においては、施設の更新(改築)時などには必要に応じ、エレベーター設備の整備やバリアフリー化を図るとともに、毎年度、特別支援学級(児童生徒)の状況に応じて身体障害者用トイレへの改修やスロープ等の設置に努めている。
			102	公共施設における必要な配慮の促進	・市や県が設置・管理する官公庁施設、交通施設、その他の公共施設について、障がい者が安心して利用できるよう、必要な配慮を促進します。	・各施設の修繕・改築等の機会を捉えて順次対応を行っている。 ・新設施設においては、多目的トイレ(オストメイト対応等)の設置ほか、バリアフリー化を推進している。
福祉のまちづくりの普及・促進						
			103	障がいの有無にかかわらずとも暮らし、支え合う環境等の整備	・障がい者(児)をはじめ、すべての市民が生涯にわたり、自分の持てる個性や能力を発揮しながら、障がい者(児)及び福祉に対する理解を深め、障がいのある人となない人がともに暮らし支え合う(ノーマライゼーション)環境等の整備に努めます。	・障害者差別解消法施行の周知(H28.4広報) ・特集記事の掲載(H30.12広報) ・発達障害啓発週間、障害者週間における市庁舎への懸垂幕設置(H31～)
			104	バリアフリー化の普及にかける啓発活動等	・人にやさしいまちづくりを進めるには、市民全体がその必要性に対する理解を深め、積極的に参加・協力することが重要になるため、「バリアフリー新法」や「愛媛県人にやさしいまちづくり条例」の趣旨の普及・啓発に努めるとともに、各関係団体や福祉事業所、市の担当部署等との連携を図り、人にやさしいまちづくりに必要な啓発活動を推進します。	・バリアフリー化についての普及啓発について具体的な取組みは実施できていない。 ・該当する建築物(まちづくり施設)の建築主等へ、県への相談や届出等を周知している。
(2)防災・防犯への対応						
防災対策等の推進						
			105	避難援助体制の確立及び自主防災体制の確立	・地域における震災対策を含めた防災対策として、一人暮らしの高齢者や障がい者等の避難援助体制と自主防災体制の確立をめぐり、関係機関等と連携した取り組みを推進します。	・避難行動要支援者名簿を作成。
			106	地域防災体制の確立	・社会福祉施設等について、防火訓練及び避難訓練を実施するとともに、近隣住民等による応援・協力体制や、夜間の防災体制の確立を推進します。	・情報提供を行っているが、体制の確立については具体的な取組みが実施できていない。
			107	防災・災害援助システムの整備	・避難行動要支援者台帳の整備を進めるとともに、障がい者団体等の防災・災害援助システム、ネットワークの整備を支援し、地域住民とともに障がい者の自主的な防災体制づくりを支援します。	・避難行動要支援者名簿を作成。同意のある方については関係機関へ情報を提供している。
			108	緊急通報システムの整備の促進	・障がい者や高齢者等が災害や体の異変・事故等にみまわれた際、ファクシミリ・Eメール・携帯電話等を利用して、警察・消防・医療機関等に対し、直接通報可能な緊急通報システムの整備を促進します。	・防災ラジオの活用や安心安全システムへ登録することによりファックス、メール配信による情報配信を行っている。

基本目標	施策の展開	主な取組	No.	取組名	取組内容	取組状況		
			109	障がい者や高齢者の特性に配慮した防災機器等の普及	・障がい者や高齢者の特性に配慮した、使用しやすい防災機器等の普及に努めます。 ・重度障がい者等を対象として給付する聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、火災警報器、自動消火器等について、障がい者及びその家族や介助者への普及・啓発に努めます。	・聴覚障害者に対するテレビブッシュシステムを導入している。		
			110	自主防災組織の育成	・自治会を単位とした地域住民による自主防災組織の整備を進めるとともに、リーダーの育成や自主防災組織同士の連携・強化を支援します。	・具体的な取組みは実施できていない。		
			111	避難行動要支援者支援体制の確保	・関係課をはじめ民生委員児童委員、自治会(自主防災組織)、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体等との連携を強化し、地域ぐるみの避難行動要支援者支援体制の確保を図ります。	・避難行動要支援者名簿を作成。同意のある方については関係機関へ情報を提供している。		
				消費者トラブルの防止				
				112	消費者トラブルの防止と支援	・情報提供や相談支援を充実させることにより消費者トラブルの未然防止に努めるとともに、トラブルが発生した場合には速やかに消費者窓口と連携を図り、その解決を支援します。	・相談支援を充実させることにより消費者トラブルの未然防止に努めるとともにトラブルが発生した場合には消費者窓口と連携を図るようになっている。 ・広報うわじま折り込みチラシ(年2回)、防災ラジオや安心安全メールによる情報提供、啓発など。 ・各種団体等から依頼があれば消費生活出前講座を実施している。	
				交通安全の促進				
				113	交通安全市民運動等の推進	・障がい者(児)や介助者に対し、交通安全を啓発するとともに、交通事故による障がい者(児)の発生を防ぐため、交通安全市民運動等を推進します。	・障害特性に応じた取り組みの強化等について具体的な取り組みが十分に行っていない。 ・春と秋の交通安全運動期間前に交通安全パレード出発式を開催し、市民に対して交通安全の啓発を行う(年2回、きさいや広場)(市民生活課)	
				114	安全安心パトロールの実施	・事件や事故が起こらない、また、起こさせない、安全安心な地域社会づくりをめざし、安全安心パトロールを推進します。	・具体的な取組みは実施できていない。 ・交通指導員による各小学校区ごとの登校時の見守り活動(月3回程度)	
		(3)移動手段の確保と外出支援						
				外出しやすいまちづくり				
				115	旅客施設(駅、バスターミナル等)の整備の推進	・旅客施設(駅、バスターミナル等)の整備において、エレベーター等の設置、段差の解消、改札口の拡幅、ホームにおける警告・案内ブロックの設置等を推進し、必要に応じた要請等を関係機関との連携のもと実施します。	・団体や相談員・指導員との連携により要望等に対する個別対応を実施している。	
				116	公共交通機関の整備の促進	・車両等について、低床バスの導入、乗降を円滑にする乗降装置の設置、車いすスペースの確保等の推進を啓発します。	・コミュニティバスやデマンドタクシーの運行により、公共交通の空白地域において交通手段を確保している。	
				117	障がい者にやさしい通行空間の確保	・道路の整備において、歩道の幅員の確保と段差の切り下げ、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置等、障がい者にやさしい通行空間確保の推進について、関係部署等に対し要望や啓発を行います。	・団体や相談員・指導員との連携により要望等に対する個別対応を実施しているが、関係部署との情報共有が十分に行っていない。	
				外出の支援				
		118	移動手段の確保の推進	・コミュニティバスやデマンドタクシーの運行により、公共交通の空白地域において交通手段を確保し、地域行事や活動に参加しやすい環境づくりに努めます。	・コミュニティバス・デマンドタクシー利用者数 H27: 35,158人、H28: 34,138人、 H29: 33,884人、H30: 32,952人、 H31: 31,810人			
		119	移動に関する支援の推進	・自立支援給付における同行援護、地域生活支援事業による移動支援により、ガイドヘルパーが移動の支援を提供し、外出や移動が困難な人等の社会参加を促進します。	・同行援護利用実績(人・時間) H27・231・2,756 H28・247・2,759 H29・265・2,886 H30・146・1,305 H31・298・2,984 ・移動支援利用実績(人・時間) H27・113・967 H28・73・650 H29・64・535 H30・77・582 H31・90・662			
		120	各種助成事業の周知・利用促進	・障害者タクシー料金給付事業、自動車改造費助成費助成事業、自動車運転免許取得費助成事業について周知を行い、利用促進に努めます。	・タクシー料金給付事業実績 H29・403人 H30・414人 H31・379人 ※R2年度より要件緩和 ・自動車改造費助成事業実績 H27・1件 H28・3件 H29・1件 H30・0件 H31・0件 ・自動車運転免許取得費助成事業 H27・1件 H28・0件 H29・1件 H30・2件 H31・1件			
(4)情報アクセシビリティの向上								
		情報提供の充実						
		121	情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築	・ユニバーサルデザイン化を支援するとともに、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進し、情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築を図ります。	・ホームページ等を利用して情報提供に努めている。			
		122	障がい者施策に関する情報提供体制の連携	・国や県、関係機関等と連携を図りながら、障がい者施策や福祉サービスについての情報提供体制の強化に努めます。	・ホームページ等を利用して情報提供に努めている。			
		123	年金・諸手当・特別障害給付金制度の周知	・障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、制度の不知・無理解による受給漏れを防ぐため、年金及び諸手当についての制度の周知を行います。	・窓口においてパンフレット等の配布、相談を受けた際に担当課への案内、相談支援事業における申請支援等を行っている。			
		124	情報提供体制の充実	・市広報・市ホームページ等により、福祉制度等に関する情報提供や事業所や団体等が実施する活動への参加、周知への協力等を行い、障がい者・家族・介助者等が入手しやすい情報提供体制の充実を図ります。 ・新たな制度やサービス等の情報について、迅速にわかりやすく提供できるよう努めます。	・市広報・市ホームページ等により、福祉制度等に関する情報提供や事業所や団体等が実施する活動への参加、周知への協力などを行っている。			
		情報保障の充実						
		125	障がい特性に対応した情報提供の充実	・声の広報や点字プリンターの設置によるボランティア団体の活動支援等、障がいの特性に対応した情報提供の実施に努めます。 ・IT機器を使用しない人が情報を得られないことがないよう、様々な媒体による情報提供に積極的に努めます。	・声の広報発行(委託事業) ・ふるさとうわじま応援事業を活用し点字プリンターを購入し、点字広報を発行している団体に使用してもらっている。(H28年度～)			
		126	IT機器によるコミュニケーション手段の確保の支援	・日常生活用具給付等事業により情報・意思疎通支援用具の給付を実施し、パソコン等のIT機器によるコミュニケーション手段確保の支援を拡充していきます。	・日常生活用具給付等事業(情報意思疎通支援用具) H27・17件 H28・13件 H29・18件 H30・21件 H31・32件			
		127	指導員等の人材養成	・視覚障がい者及び聴覚障がい者の日常生活上の意思疎通の支援を強化するため、手話奉仕員・通訳者、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳者等、県や関係機関と連携を図り、講座の開催や研修情報の提供等を通じ、専門的な人材の養成に努めます。	・手話奉仕員養成講座、要約筆記ボランティア講座(～H31)を開催			